

ID: 382

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立小・中学校の施設の開放に関する規則 第7条第2項		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第35号		
【根拠条文】 (利用の手続) 第7条 スポーツ開放の施設を利用しようとするときは、事前に学校施設使用許可申請書(別記様式第1号)を委員会に提出しなければならない。 2 委員会は、前項の使用許可申請書を受け取り、使用を許可することに決定したときは、学校施設使用許可書(別記様式第1号)を交付する。 【基準】 根拠条文、第6条及び第12条の規定による。 (利用の条件) 第6条 スポーツ開放の施設を利用しようとする者は、市内に在住、在勤又は在学する者が5人以上の団体を構成し、かつ、成人者である責任者を定めて、あらかじめ委員会に登録しておかなければならない。 2 遊び場開放は、開放校区内に在住する幼児及び児童に限るものとする。この場合において、幼児については、保護者の付添いを必要とする。 (利用の禁止) 第12条 学校施設の開放が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を認めないものとする。 (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用 その他政治的活動のための利用 (2) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用その他宗教的活動のための利用 (3) 専ら営利を目的とするための利用			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日